

○伊予市なかやまクラフトの里条例

令和2年9月18日条例第29号

伊予市なかやまクラフトの里条例

(設置)

第1条 伊予市の地域資源を活用した特産品の展示販売及び道の駅としての機能を活用した観光情報等の発信により、市民と来場者の交流促進を図り、もって地域経済の活性化に資するため、なかやまクラフトの里を設置する。

(施設)

第2条 なかやまクラフトの里の施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

施設名	施設の内容	位置
販売管理棟 1	情報・休憩コーナー	伊予市中山町中山子271番地
	販売施設 1	
	販売施設 2	
屋外店舗棟	販売施設 3	
	販売施設 4	
特産品加工場	特産品加工場	
食の体験施設	食に関する体験施設	
匠の体験施設	工芸等技術に関する体験施設	
多目的広場	屋根付区域	
	露天区域	
道の駅施設	第1駐車場	伊予市中山町中山丑173番地の2
	第2駐車場	
	屋外トイレ棟	
販売管理棟 2	販売施設 5	
	販売施設 6	
	管理事務所	

(管理)

第3条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定によ

り、法人その他の団体で、別に定めるところにより市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（効率的運用）

第4条 指定管理者は、施設を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 施設の維持管理に関する業務
- （2） 施設の利用許可に関する業務
- （3） 本市特産品の販売の推進並びに情報の収集及び発信に関する業務
- （4） 地域資源を活用した商品の開発及び販売に関する業務
- （5） 市内の公共施設及び観光施設との連携強化に関する業務
- （6） 前各号に掲げるもののほか、第1条に掲げる設置目的を達成するため必要な業務

（開館時間及び休館日）

第6条 施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

施設名	開館時間	休館日
販売管理棟 1 屋外店舗棟 特産品加工場 食の体験施設 匠の体験施設 多目的広場 販売管理棟 2	午前 8 時から午後 6 時30 分まで	1 毎月の第 3 月曜日（月曜日が国民の 祝日に関する法律（昭和23年法律第178 号）に規定する休日（以下「休日」と いう。）に当たるときは、当該休日の 直後の休日でない日） 2 12月29日から翌年の 1 月 3 日まで
道の駅施設	終日	無休

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めたときは、市長の承認を得て開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（行為の禁止）

第7条 何人も、施設においては、次の行為をしてはならない。

- （1） 施設を損傷し、汚損し、又は滅失すること。

(2) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車し、若しくは停車すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為
(利用許可等)

第8条 施設のうち、別表に掲げるものを占有して利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、利用の許可を与えることができる。この場合において、管理運営上又は公益上必要があるときは、利用の許可に関し必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者（以下「占有利用者」という。）は、占有利用者の都合により、その利用を中止しようとするときは、当該中止の日の3月前までに書面をもって、指定管理者に届け出なければならない。ただし、占有利用者は、この届出に代えて、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の3月分に相当する額を納付し、即時利用を中止することができる。

(保証人)

第9条 前条第1項の許可を受けようとする者は、指定管理者が適当と認める保証人を定め、届け出なければならない。

2 指定管理者は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、前条第1項の利用を許可することができる。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になり、又はなるおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がその利用を不適當又は施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(遵守事項)

第11条 占用利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設を許可以外の目的に利用し、又はその利用の権利を譲渡若しくは転貸しないこと。
- (2) 施設の模様替えをし、又は増築しないこと。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用許可の取消し)

第12条 指定管理者は、占用利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこれに基づくその他の規定に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。

2 指定管理者は、前項の規定による利用許可の取消し等によって占用利用者が受けた損害については、その責めを負わない。

(利用料金)

第13条 占用利用者は、指定管理者が指定する期日までに利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる金額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として授受させるものとする。
- 4 指定管理者は、施設の設置目的に従って利用する場合で特に必要があると認めるときは、規則に定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 月の中途において施設を利用する場合又は利用を中止した場合は、その月分の利用料金は、日割計算によるものとする。
- 6 利用料金の額の端数計算についての必要な事項は、指定管理者が別に定める。
- 7 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、規則に定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

(保証金)

第14条 指定管理者は、占用利用者から3月分の利用料金に相当する金額の保証金（以下「保証金」という。）を徴収することができる。

2 占有利用者は、指定管理者から保証金の支払いを求められたときは、速やかに保証金を納付するものとする。

3 保証金には、利子をつけない。

(保証金の還付)

第15条 保証金は、施設の返還後速やかに還付するものとする。ただし、未納の利用料金等があるときは、保証金から控除する。

2 占有利用者は、保証金の額が未納の利用料金等を補うに足りないときは、速やかにその不足額を納付しなければならない。

(占有利用者の負担)

第16条 施設の利用に伴う次に掲げる費用は、占有利用者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び水道の使用に係る費用並びに通信に関する費用

(2) ごみの処分等清掃に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が定める費用

(原状回復)

第17条 占有利用者は、施設の利用を終了し、中止し、又は利用の許可を取り消されたときは、速やかに利用した施設及び附属備品（以下「施設等」という。）を原状に回復して返還しなければならない。

2 占有利用者が施設等を原状に回復しないときは、市長がこれを行い、その費用を占有利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第18条 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、損害がその者の責めに帰さない事由により生じたときは、この限りでない。

(指定管理者不在期間の読替え等)

第19条 第3条の規定にかかわらず、市長が伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊予市条例第197号）第10条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合その他指定管理者に管理を行わせることが困難となった場合は、当該停止の期間又は新たに指定管理者が指定されるまでの間（以下「指定管理者不在期間」という。）における第3条から第6条まで、第8条から第10条まで、第12条、第13条、第14条（第3項を除く。）、第15条、第16条第3号及び別表の規定の

適用については、第6条第2項、第8条、第9条、第10条（第1号から第3号までを除く。）、第12条（第1項第1号及び第2号を除く。）、第13条第1項、第4項、第6項及び第7項、第14条第1項及び第2項並びに第16条第3号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条（見出しを含む。）第1項及び第4項から第7項まで、第14条第1項、第15条並びに別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条第1項の表中「午前8時から午後6時30分まで」とあるのは「午前8時30分から午後5時15分まで」と、同条第2項中「特に必要と認めたときは、市長の承認を得て」とあるのは「必要と認めたときは、」と、第8条第3項中「施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める施設の利用に係る料金（以下「使用料」という。）」とし、第3条から第5条まで並びに第13条第2項及び第3項の規定は適用しない。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（伊予市なかやま特産品センター条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）伊予市なかやま特産品センター条例（平成19年伊予市条例第38号）

（2）伊予市なかやまウッドクラフトセンター条例（平成19年伊予市条例第40号）

（3）伊予市なかやまそば打ち体験施設条例（平成19年伊予市条例第41号）

（4）伊予市なかやま木工クラフト体験施設条例（平成19年伊予市条例第42号）

（5）伊予市なかやま優良木材活用モデル施設条例（平成19年伊予市条例第44号）

（指定管理者不在期間の使用料）

3 市長は、指定管理者不在期間においては、指定管理者が不在となる直前の第13条第2項の承認に係る利用料金を使用料として、占有利用者から徴収することができる。

（準備行為）

4 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 5 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の伊予市なかやま特産品センター条例、伊予市なかやまウッドクラフトセンター条例、伊予市なかやまそば打ち体験施設条例、伊予市なかやま木工クラフト体験施設条例及び伊予市なかやま優良木材活用モデル施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第8条、第13条関係）

施設名	区分	利用単位	利用料金
販売管理棟 1	販売施設 1	1 か月当たり	334,510円
	販売施設 2	1 か月当たり	92,400円
屋外店舗棟	販売施設 3	1 か月当たり	43,560円
	販売施設 4	1 か月当たり	13,420円
特産品加工場		1 か月当たり	22,770円
食の体験施設		1 か月当たり	207,570円
匠の体験施設		1 か月当たり	75,130円
多目的広場	屋根付区域	1 時間（1 m ² ）当たり	165円
	露天区域	1 時間（1 m ² ）当たり	110円
販売管理棟 2	販売施設 5	1 か月当たり	164,560円
	販売施設 6	1 か月当たり	92,070円